

和泉市生涯学習サポート館 指定管理者募集要領

令和 7 年 8 月

和泉市教育委員会

目 次

はじめに	1 頁
1. 施設の概要	1 頁
2. 施設の利用状況	2 頁
3. 指定管理者による管理の基本方針	3 頁
4. 指定予定期間	3 頁
5. ネーミングライツについて	3 頁
6. 指定管理者が行う業務	3 頁
7. 収入の区分	3 頁
8. 応募に関する事項	4 頁
9. 提出書類	5 頁
10. 無効又は失格	6 頁
11. 募集要領の配付等	6 頁
12. 選定審査に関する事項	7 頁
13. 選定基準	8 頁
14. 協定の締結	8 頁
15. その他の留意事項	9 頁
16. 選定スケジュール	10 頁
添付文書「和泉市生涯学習サポート館の指定管理者選定にかかる評価ポイント」	

【提出様式】

- ・ 和泉市教育委員会公の施設の指定管理者指定申請書(様式第 1 号)
- ・ 事業計画書(様式第 2 号－①～⑱)
- ・ 団体の概要(様式第 3 号－①・②)
- ・ グループ事業体協定書兼委任状（グループで応募の場合）(様式第 4 号)
- ・ 指定申請に関する誓約書(様式第 5 号)
- ・ 自主事業計画に関する基本的な考え方(様式第 6 号)
- ・ 応募者の管理実績(様式第 7 号)
- ・ 管理運営収支計画(様式第 8 号)
- ・ 自主事業収支計画(様式第 9 号)
- ・ 参加表明書(様式第 10 号)
- ・ 指定管理者申請に係る質疑書(様式第 11 号)

はじめに

指定管理者制度は、公の施設の管理を地方公共団体が指定する団体等に行わせる制度で、公の施設の管理方法の選択肢を広げ、住民サービスの向上、公民協働の促進及び管理コストの節減等を図ることを目的としています。

和泉市生涯学習サポート館（以下「サポート館」という。）は、令和8年3月31日をもって、指定管理者の指定期間が満了となることから、地方自治法第244条の2第3項及び和泉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、次期指定管理者として施設の設置目的をより効率的、効果的に達成し、市民サービスの向上に資することができる事業者を以下のとおり募集します。

1 施設の概要

（1）名称及び所在地

施設名 和泉市生涯学習サポート館

住所 和泉市三林町1273番地の1

（2）施設概要

① 利用開始日 平成25年4月1日(竣工：昭和58年8月)

② 施設の構造 鉄筋（一部鉄骨）コンクリート造り2階建

③ 建築面積 996.01㎡

④ 延床面積 1392.63㎡

(内訳)

所在	名称	面積
1階	事務所	30.33㎡
	体育室	359.60㎡
	トレーニング室	124.84㎡
	学習活動室1	26.78㎡
2階	学習活動室2	39.00㎡
	学習活動室3	111.00㎡
	創作活動室	36.85㎡
	和室1	75.80㎡
	和室2	
共用部		588.43㎡
合 計		1392.63㎡

⑤ 敷地面積 5,120㎡（雑木林含む、仕様書「別図」参照）

（3）現在の指定管理者 株式会社ビケンテクノ

（4）現在の目的外使用スペースの概要

社用車用駐車スペース軽自動車 1台分

自動販売機（清涼飲料水） 1台

2 施設の利用状況

(1) 基本利用料金表

利用料金の額は、和泉市生涯学習センター条例に定める下表の範囲内で、指定管理者が市の承認を得て定めるものとします。

利用時間区分	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	1 時間当たり	
利用室名等	9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 17 : 00	18 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 17 : 00	13 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 22 : 00	9 : 00～ 18 : 00	18 : 00～ 22 : 00
学習活動室 1	1,410 円	1,880 円	1,880 円	3,290 円	3,760 円	5,700 円	470 円	470 円
学習活動室 2	2,050 円	2,740 円	2,740 円	4,790 円	5,480 円	7,530 円	690 円	690 円
学習活動室 3	5,620 円	7,500 円	7,810 円	13,120 円	15,310 円	20,930 円	1,880 円	1,960 円
創作活動室	1,940 円	2,590 円	2,590 円	4,530 円	5,180 円	7,120 円	650 円	650 円
和室 1	2,400 円	3,200 円	3,200 円	5,600 円	6,400 円	8,800 円	800 円	800 円
和室 2	1,590 円	2,120 円	2,120 円	3,710 円	4,240 円	5,830 円	530 円	530 円
体育室	1 時間につき 1,000 円(18 時以降は 1,100 円)							
トレーニング室	1 人 1 回につき 200 円							

(2) 施設利用料収入（過去 2 年分・自主事業除く）

名称	令和 5 年度	令和 6 年度
学習活動室 1	347,565 円	495,850 円
学習活動室 2	476,000 円	479,200 円
学習活動室 3	325,380 円	405,790 円
創作活動室	233,280 円	226,560 円
和室 1	168,000 円	190,400 円
和室 2	102,290 円	153,965 円
体育室	2,650,500 円	2,861,700 円
トレーニング室	1,544,000 円	1,687,400 円
合計	5,847,015 円	6,500,865 円

(3) 利用者数（過去 2 年分）

名称	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数（件）	人数（人）	件数（件）	人数（人）
学習活動室 1	396	2,343	430	2,819
学習活動室 2	287	2,930	302	3,258
学習活動室 3	82	1,677	95	2,171
創作活動室	132	1,259	142	1,236

和室 1	164	1, 664	164	1, 888
和室 2	137	487	206	683
体育室	3, 145	15, 807	3, 316	16, 373
トレーニング室	-	10, 640	-	11, 918
合計	4, 343	36, 807	4, 655	40, 346

3 指定管理者による管理の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとします。

- (1) 住民生活文化の向上を目的として設立された公の施設としての役割を十分に認識し、サポート館の利用サービスの提供に当たっては公平な取扱いをすること。
- (2) サポート館の設置目的を最大限に実現することを目指して、安全性を確保し適切な管理運営に努めること。
- (3) 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。

4 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、期間の中途においても指定を取り消すことがあります。また指定期間の開始日は、諸条件により変更する場合があります。

※指定期間は、和泉市議会の議決を経て確定します。

5 ネーミングライツについて

サポート館は、ネーミングライツ（和泉市が所有する施設等の命名権）導入施設となっています。提案書提出時には、ネーミングライツの意向について提出書類内に明記してください。

優先交渉権者となった事業者にネーミングライツの意向がない場合や、交渉がまとまらなかった場合には、公募によりネーミングライツ・パートナーを選定することがあります。

6 指定管理者が行う業務

指定管理者は、和泉市生涯学習センター条例の規定に基づき、主として以下の業務を行います。

- (1) 利用申請書の受理及び許可書の交付手続業務
- (2) 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

※業務の詳細は、「和泉市生涯学習サポート館管理運営業務仕様書」で定めるものとします。

7 収入の区分

- (1) 指定管理料

各年度の指定管理料については、指定管理者の収支計画書において提案された金額に基づ

き、市と指定管理者が協議のうえ、市の予算の範囲内において定めるものとし、協定書で定めるところにより市が指定管理者に支払います。

(2) 利用料金

指定管理者が管理する施設利用料金及び附帯設備の利用料金は、指定管理者の収入として受け取ることができます。ただし、指定管理料を要しない提案である場合は、この限りではありません。

(3) 自主事業収入

指定管理者が企画・実施することにより得た各種事業収入は、指定管理者の収入として受け取ることができます。ただし、サポート館の敷地・建物を利用して自主事業を行う際、それが行政財産の目的外使用にあたる場合は、市から許可を得た上で行政財産使用料を支払うものとします。

(4) その他収入

コインロッカー利用にかかる収入や公衆電話の委託手数料は指定管理者の収入として受け取ることができます。

8 応募に関する事項

(1) 応募資格要件

- ① 法人その他の団体、若しくは複数の団体により構成されたグループ事業体（以下「グループ」という。）であって、個人での応募はできません。
- ② グループで応募する場合、必ず代表企業・団体を定め、協定の締結に当たってはグループの構成員すべてを協定該当者とし、選定後の協議は代表企業・団体と行いますが、協定に関する責任は、グループの構成員すべてが負うものとします。
- ③ 応募者は、大阪府内に事業所を置く団体又はグループに限ります。

(2) 欠格事項

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- ② 応募書類提出時に和泉市から指名停止措置を受けている団体
- ③ 最近1年間、市税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している団体
- ④ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている団体、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている団体
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない団体
- ⑥ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定（議会議員等の兼業禁止）に抵触する団体
- ⑦ 次の各号に該当するものが、役員となっている団体
 - ア 破産者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- ウ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）に属する者
- カ 反社会的勢力等に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図るなど、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与している者
- ※ グループでの応募の場合は、すべての構成団体が欠格事項に該当しないことを要します。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体は、グループ応募の構成員にはなれません。
- ② グループを構成する団体は、同時に他のグループの構成員にはなれません。

9 提出書類

(1) 以下の提出書類は、すべてA4サイズとすること。

- ① 和泉市教育委員会公の施設の指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号-①~⑱)
 - (1) 施設管理に関する基本的な考え方(様式第2号-①~③)
 - (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するための提案(様式第2号-④~⑨)
 - (3) 経費(指定管理料)(様式第2号-⑩)
 - (4) 団体の実績、管理能力・施設管理体制(様式第2号-⑪-⑮)
 - (5) 地域性(様式第2号-⑯-⑰)
 - (6) ネーミングライツの意向(様式第2号-⑱)
- ③ 定款、寄附行為又はこれに準ずる書類。なお、当該施設の指定管理業務が団体の業務範囲に含まれておらず、定款変更等が必要と認められる場合は、変更予定を記載した誓約書を添付願います。
- ④ 法人の登記簿謄本(その他の団体にあっては、これに準ずる書類)
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 団体の概要(様式第3号-①・②)
- ⑦ グループ事業体協定書兼委任状(グループで応募の場合)(様式第4号)
- ⑧ 指定申請に関する誓約書(様式第5号)
- ⑨ 外部向けのパンフレット等、法人等の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類
- ⑩ 申請書を提出する日の属する事業年度に関する団体の事業計画書、収支予算書
- ⑪ 最近3か年分の団体の事業報告書、キャッシュフロー計算書(収支決算書)、貸借対照表、損益計算書
- ⑫ 国税、市税の納税を証明する下記の書類
 - ア 法人税及び消費税(地方消費税を含む)の納税証明書

イ 市税に未納がないことの証明書（全税目の納税証明書）

（ただし、指定申請の日の属する年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録）

⑬ 自主事業計画に関する基本的な考え方（様式第 6 号）

⑭ 応募者の管理実績（様式第 7 号）

⑮ 管理運営収支計画書（様式第 8 号）

⑯ 自主事業収支計画書（様式第 9 号）

※ 1 収支計画書の記入にあたっては、資料編「資料 2 経費見積注意事項」を参照してください。

※ 2 利用料収入見込額については、その算定根拠を明示してください。

⑰ 参加表明書（様式第 10 号）

⑱ 指定管理者申請に係る質疑書（様式第 11 号）

※①、②、⑥～⑧、⑬～⑱については、教育委員会の指定する様式を使用してください。

※グループで応募の場合は、③～⑤、⑨～⑫、⑭の書類について構成団体分も提出しなければなりません。

（2）書類提出部数

全ての提出書類について、原本 1 部、写し 10 部を提出すること。

※申請書類は 1 セット毎にファイル等に綴じ、項に応じたタブ（①～⑱）を付けてください。

※押印が必要な書類、各証明書類以外の書類は、両面印刷を可とします。

10 無効又は失格

以下のいずれかに該当する場合は、応募が無効又は失格となる場合があります。

（1）提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合

（2）記載漏れ及び誤記載など記載事項に不備があった場合

（3）虚偽の内容が記載された場合

（4）申請に際して不正行為があった場合

（5）応募資格要件を満たさず、又は欠格事項に該当する場合

（6）その他、選定委員会で協議の結果、審査に当たり不相当と認められた場合

11 募集要領の配付等

（1）募集要領等の配付場所

配付場所：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

TEL 0725(99)-8161 / FAX 0725(41)-0599

※募集要領や提出書類等の関係書類は和泉市のホームページからダウンロード可能です。

（和泉市ホームページアドレス：<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp>）

（2）配付期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 13 日（水）の午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 参加表明書の提出

① 参加表明書の提出（様式10号）

提出期限：令和7年8月14日（木）午後5時15分まで必着

提出先：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

TEL 0725(99)-8161 / FAX 0725(41)-0599

提出方法：上記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留・期限内必着）で提出すること。

FAX、電子メール等による提出は受け付けません。

※参加表明書を提出した団体のみ、現地見学会・質問受付・応募申請の資格を有するものとします。

※参加表明書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 現地見学会（利用者の妨げとならない範囲での見学となります。）

日時：令和7年8月27日（水）

※時間については、参加表明書を提出された団体に別途お知らせします。

場所：和泉市生涯学習サポート館

※参加に係る交通費等は参加者負担とします。

(5) 募集に関する質問の受付

受付期間：令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）午後5時15分必着

受付方法：質疑書に記入の上、和泉市教育委員会生涯学習推進室生涯学習担当へ電子メールにより提出願います。質問がない場合も、「質問事項なし」と記入の上、電子メールにて提出願います。

E-mail : shougai@city.osaka-izumi.lg.jp

回答方法：令和7年9月16日（火）午後5時15分までに、質疑書提出団体全てに電子メールにより回答します。（質問者名は表示しません。）

(6) 募集期間及び提出方法等

募集期間：令和7年9月22日（月）から令和7年9月29日（月）の午前9時から午後5時15分まで必着（土・日曜日は除く。）

提出先：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当

TEL 0725(99)-8161 / FAX 0725(41)-0599

提出方法：上記提出先へ直接持参又は郵送（簡易書留・期限内必着）で提出すること。FAX、電子メール等による提出は受け付けません。

12 選定審査に関する事項

(1) 選定審査の方法

指定管理者の選定は、教育委員会が設置する指定管理者選定委員会が主体となり、次項の選定基準に基づき行います。選定についての判断は、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類を審査の上、『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』を決定します。審査においては、提

案内容のプレゼンテーションを含むヒアリングも参考にします。

(2) 選定審査の日程

① 申込者ヒアリング 令和7年10月下旬予定（詳細は別途通知します）

- ・ プレゼンテーションは、事前に提出された事業計画書に沿って提案し、計画書に記載のない新たな提案を追加することはできないものとします。
- ・ プレゼンテーションにおいて必要なパソコン等使用備品については、必要に応じて提案者にて用意するものとします。ただし、スクリーンのみ教育委員会にて用意します。

※ヒアリングには、団体の代表者（又はそれに準ずる者）及び施設の管理責任者等の出席を求める予定です。

② 指定管理者の内定通知

令和7年10月下旬を予定しています。

選定結果については、応募団体の得点のほか、次の内容を全応募団体に書面で通知します。

(ア) 『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』の名称及び得点

(イ) 全応募者の名称（辞退者・失格者を含む。申込順）

(ウ) 全応募者の得点（評価項目の細目ごと・得点順）

(エ) 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

※名称と得点の対応関係及び応募者が3者以下の場合における通知内容は、15（2）①の公表内容と同様です。

選定結果についての異議は、一切申し立てることはできません。

選定委員会の選定結果をもとに、市は優先交渉権者と協議を行った上、仮協定を締結します。

なお、優先交渉権者と協議が成立しない場合は、市は、次点交渉権者と協議を行うものとします。

③ 指定管理者の指定

和泉市議会の議決後

(3) 選定審査基準

指定管理者の選定審査における評価項目は、次項に示すとおりとします。

13 選定基準

指定管理者の選定は、添付文書「和泉市生涯学習サポート館の指定管理者選定にかかる評価ポイント」を基準とし、最低基準や同点の場合は下記のとおり選定します。

① 指定管理候補者として選定されるための最低基準点は、総得点の100分の60とします。

審査の結果、応募団体の得点が最低基準点に達しない場合は、候補者に選定しないものとします。最低基準点に達する団体がない場合は、原則として候補者の再公募を行います。

なお、応募団体が1団体の場合であっても、上記のとおり取り扱うものとします。

② 最高得点を獲得した団体が複数となった場合は、選考委員の多数決により選定します。

14 協定の締結

(1) 指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとします。な

お、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとします。

(2)「基本協定」のほか、年度ごとに定める必要のある事項は「年度協定」により定めるものとします。

(3)「基本協定書」「年度協定書」の標準的な内容は別途公表するものとします。

15 その他の留意事項

(1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとします。

なお、当該接触等の事実があった場合には失格とします。

(2) 選定審査等に係る留意事項

① 選定結果について

以下の内容を市ホームページにおいて公表します。

(ア) 『優先交渉権者』及び『次点交渉権者』の名称及び得点

(イ) 全応募者の名称（辞退者・失格者を含む。申込順）

(ウ) 全応募者の点数（評価項目の細目ごと・得点順）

(エ) 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

(オ) 選定委員会委員の氏名、職名、選任理由等

なお、(イ)と(ウ)の対応関係を明らかにしないこととし、(イ)は申込順、(ウ)は得点順とします。

応募者が2者の場合は、優先交渉権者の得点は公表しますが、残り1者の得点は公表しません。また、応募者が3者の場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者の得点は公表しますが、残り1者は公表しません。

② 選定結果についての異議は、一切申し立てることができないものとします。

(3) 応募書類に関する留意事項

① 応募書類に虚偽又は不正の記載があった場合は失格とします。

② 応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められません。ただし、審査の公正を期するために市が認めた場合はこの限りではありません。

③ 応募書類の内容について疑義がある場合は、選定委員会開催までの間において、応募者に対し確認を行うことがあります。その場合、応募者は市の求めに応じ追加書類を提出するなど、対応を行うものとします。

④ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出してください。なお、『優先交渉権者』又は『次点交渉権者』に選定され、通知を受けた後の指定辞退については市に生じた損害の賠償を求めることがあります。

⑤ 応募書類は、返却しないこととします。（ただし、応募の辞退があった場合は、原本のみ返却可）

⑥ 応募書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、指定管理者に選定された申請団体

の応募書類については、教育委員会が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で利用できるものとします。

- ⑦ 応募書類に対して、情報公開の請求があった場合においては第三者に公開することがあります。公開により、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分に関しては、あらかじめその旨を特に明記してください。

(4) 協定締結交渉過程における業務計画の見直し等について

優先交渉権者と協定を締結するまでの間で特に必要と認められる場合に限り、優先交渉権者からの独自提案のうち、市の事業と重複又は職員で対応可能な部分、実現が困難な部分、費用対効果の観点から不要又は過剰と思われる部分等について、優先交渉権者と業務計画の見直し及び指定管理料の協議を行うものとします。

(5) 業務引継ぎについて

- ① 指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始するため、指定期間開始前に、現指定管理者から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とします。
- ② 指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者又は市に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備すること。

(6) 申請等に係る経費

申請等に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(7) 利用料金の見直し

指定期間中に受益者負担の適正化に向けた利用料金の見直しや料金区分等の新設により、利用料金の限度額の改定が必要な場合、条例等改正を行う可能性があります。

条例等改正を行う場合は、別途協議することとします。

16 選定スケジュール

内 容	期 間
募集要領・仕様書の配付	令和7年8月4日（月）～13日（水）
参加表明書提出期限	令和7年8月14日（木）
現地見学会	令和7年8月27日（水）
質問の受付	令和7年9月1日（月）～8日（月）
質問に対する回答	令和7年9月16日（火）
申請書類提出期間	令和7年9月22日（月）～9月29日（月）
選定委員会（申込者ヒアリング）	令和7年10月27日（月）
選定結果の通知（内定通知）及び優先交渉権者とのヒアリング	令和7年10月下旬
仮協定の締結	令和7年11月上旬
議会の議決	令和7年12月中旬

基本協定の締結・指定通知の交付	議会議決後
令和８年度協定の締結	令和８年４月１日（水）

添付文書

■和泉市生涯学習サポート館の指定管理者選定にかかる評価ポイント

和泉市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例第3条に規定する選定基準を基本として、

(ア) 次の評価項目に基づき、審査し選定するものとする。

選定基準	評価項目	評価基準	様式	配点
(1) 施設管理に関する基本的な考え方	①公の施設の公共性・公平性の考え方(社会的弱者への配慮を含む)	施設の設置目的を十分に理解し、公平性を確保するための具体案が示されているか。	様式第2号-①	5点
	②利用者に対する理念・基本方針	利用者本位及び中心となる考え方になっているか。	様式第2号-②	2点
	③施設の維持管理計画(職員体制を含む)	維持管理は効率的に計画され、その内容は適切で実現の可能性があるか。	様式第2号-③	3点
(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するための提案	①施設の稼働率・集客力向上のための具体的な取組	施設の稼働率・集客力向上のため具体案が示されているか。	様式第2号-④	5点
	②利用促進のための広報活動	実現性の高い方策が示されているか。パンフレット作成やホームページ等の施設PR計画が適切に示されているか。	様式第2号-⑤	3点
	③利用者の利便性の向上に向けた取組	市民サービスの向上につながるものがあるか。また、実施可能であるか。	様式第2号-⑥	3点
	④休館日、時間延長の考え方	無理のない計画になっているか。市民サービスの向上につながるか。	様式第2号-⑦	2点
	⑤自主事業計画及び収支計画	公の施設の趣旨、設置目的から逸脱していないか。実現性を裏付ける根拠や実績などがあるか。 自主事業の収入が還元される提案が示されているか。	様式第6号 及び 様式第9号	10点
	⑥利用者の意見を反映するための方策	積極的に利用者の意見を取り入れる方針であるか。また、具体的な案があるか、苦情・要望等の対応方法が明確であるか。	様式第2号-⑧	2点
	⑦本事業を向上させる計画	業務水準の向上について、具体的な方策が示され、将来有望であるか。	様式第2号-⑨	5点

(3) 経費（指定管理料）	①指定管理料の額	提案内容に即した金額となっているか。	様式第 8 号	25 点
	②管理運営収支計画 経費縮減に向けた取組	経費の縮減が図られているか。 無理な抑制となっていないか。	様式第 8 号 様式第 2 号-⑩	5 点
(4) 団体の実績、管理能力・施設管理体制	①団体の構成・経営状況（資本金、グループ企業、役員等）	施設運営を適切に行える能力があり、安定した経営基盤を有しているか。	様式第 3 号	2 点
	②応募者の管理実績（他自治体からの受託実績）	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	様式第 7 号	3 点
	③労働関係法令の遵守	障がい者・高齢者雇用、労働関係法令の遵守の体制がとられているか。	様式第 2 号-⑪	2 点
	④職員研修	施設を適切に運営するための職員研修計画となっているか。	様式第 2 号-⑫	2 点
	⑤安全対策・緊急時対策	防犯・防災マニュアルを定め、訓練等の実施計画を予定しているか。 緊急時の対応策が十分に確保されているか。	様式第 2 号-⑬	2 点
	⑥情報公開・個人情報保護の体制	個人情報の記載書類や P C の具体的な管理方法、保護規定の策定を行う予定はあるか。積極的な情報公開の考え方はあるか。	様式第 2 号-⑭	2 点
	⑦環境対策	I S O 14001 などの環境マネジメントシステムの仕組みが構築されているか。（予定も含め）	様式第 2 号-⑮	2 点
(5) 地域性	①地域貢献に対する考え方	積極的に地域（市内）での企業活用を検討する具体案が示されているか。	様式第 2 号-⑯	10 点
	②地域雇用の創出（市内雇用）	積極的に地域（市内）での雇用を検討する具体案が示されているか。	様式第 2 号-⑰	5 点
配点合計				100 点

(イ) 評価点の合計が同点の場合には、選考委員の多数決により選考する。

(ウ) 最低基準

指定管理候補者として選定されるための最低基準点は、総得点の 1 0 0 分の 6 0 とする。

審査の結果、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合は失格とする。

この場合、原則として再公募により、改めて候補者を選定する。